

# 利用される皆様へ

本書は、障がいのある方の生活を支援する各種福祉施策の内容を、原則として令和4年4月現在でまとめてあります。施策によっては変更される場合がありますので、詳細は最寄りの保健福祉事務所、市町村等の窓口にお確かめください。

また、手当や年金等の対象となる障がい程度は、制度ごとに個別に定められており、身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者手帳に記載されている等級と異なります。これらの制度の「該当する障がい程度」は目安を表したものですのでご注意ください。

## 該当する障がい程度の記載例（身体障がいの場合）

等級 障がい	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚	○	○				
聴覚		△				
上肢		△	△			

障害等級を示しています。

視覚障がい者のうち、1級及び2級の方が該当することを示しています。

聴覚障がい者のうち、2級の一部の方が該当することを示しています。

上肢障がい者のうち、2級及び3級の一部の方が該当することを示しています。

### ※「障害」の表記について

長野県では、「障害」という用語が人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記しております。

（ただし、法令の名称や用語、他の機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合等は除きます。）

### 信州あいサポート運動について

長野県では、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポーター』の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく信州あいサポート運動に取り組んでいます。

※表紙のマークは、あいサポート運動のシンボルマークです。

